

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2020年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を実施します。なお、2020年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月1日に発送します。

【縦覧及び課税台帳(名寄帳) 閲覧制度】

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額(税額の記載は無し)が記載された帳簿を納税者の縦覧に供するものです。また、課税台帳の閲覧制度とは、納税義務者が、固定資産税台帳のうち、自己の資産に対する課税内容を具体的に確認するためのものです。

○縦覧・閲覧ができる方

①納税義務者、その同居の親族及び納税管理人(同居でも別世帯の方は委任状が必要)

②代理人(納税者が自署・捺印[法人の場合は代表者印を押印]した委任状または代理人選任届をお持ちの方)

○本人確認書類が必要で

次の書類をお持ちください。

①官公署が発行した写真付きの書類1点(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナン

バーカード[個人番号カード]等)
②上記の書類がない場合は、次の書類2点

※組み合わせは、(イ)で2点または、(イ)と(ロ)で各1点ずつです。

(イ)官公署が発行した写真無しの書類(健康保険証、介護保険証、年金手帳及び証書、写真無しの住民基本台帳カード、納税通知書等)

(ロ)その他(法人が発行した写真付きの身分証明書等)

縦覧・閲覧期間6月1日(月)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

場資産税課(市庁舎2階)

※縦覧時には、土地・家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。パソコン画面での縦覧になり、画面の撮影はできません(手書きによる転記は可)。また、所有者名からの縦覧はできません。

※閲覧は、納税義務者単位の申請となります。

問資産税課☎724・2116、2118

【納税義務者以外の方が課税(補充)台帳を閲覧申請する場合】

土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方(1月2日以降に所有権を取得した方等)は、権利の対象となる資産のみ課税(補充)台帳の閲覧申請がで

きます。

○必要な書類

本人確認書類(運転免許証等)と権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利者が記載されている登記全部事項証明書等)をお持ちください。また、代理人に依頼する場合は、権利者が自署・捺印(法人の場合は代表者印を押印)した委任状または代理人選任届が必要です。

閲覧時間午前8時30分～午後5時

※4月上旬は混雑が予想されるため、時間に余裕をもち申請してください。

場市民税課諸税証明係(市庁舎2階)
費1件300円

問市民税課諸税証明係☎724・2874

【固定資産税の評価額に不服がある場合】

縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者は、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内に、文書によって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

問法制課☎724・2506

公園・緑地で地域貢献活動に取り組みませんか

町田市公益的活動団体を募集します

問公園緑地課☎724・4399

町田市公益的活動とは、市内の公園・緑地でゴミ拾いや落ち葉の清掃、除草、樹木点検などを行う活動です。

2018年4月から参加できる活動団体区分が広がり、地域の方だけでなく、新たに市内の事業者や学校の参加ができるようになりました。昨年度は、209団体がそれぞれの特徴を生かした活動を行いました。

申し込みは随時受け付けていますが、参加には事前の相談が必要です。

※次のいずれかに該当する団体

①市内の町内会・自治会、子ども会または老人会②市内に事業所がある事業者③市内の小・中学校、高等学校及びこれに準ずる教育機関④市内に活動拠点があり、構成員が5人以上で、その3分の2以上が市内在住、在勤、在学である

ふるさと納税の返礼品等を新たに追加しました

問財政課☎724・2149

町田市のふるさと納税の魅力さをさらに高めるため、新たな返礼品等を追加しました。市民の方でももらえるお礼の品を紹介します。

○市内在住の漫画家・斉藤倫先生のオリジナル感謝状(1万円コース)

市内在住の漫画家で、動物に関する作品等を描いている、斉藤倫先生のイラストの入ったオリジナル感謝状です(感謝状はA4サイズ=右上写真)。

手続き等の詳細は、町田市ホームページ、またはパンフレットをご覧ください。



【新しいパンフレットを配布中】

市庁舎1階総合案内・各市民センター等で配布しています。
※町田市ホームページでもご覧いただけます。

町田市シェアサイクル

アプリを切り替え市内回遊性を高めます

問道路管理課☎724・3257

市内の回遊性向上による地域活性化を目指し、昨年4月からecobike(株)と共同でシェアサイクル導入に向けた社会実験を実施しています。この結果、市内から市外への移動に利用された数が市内での利用の2倍となっており、市内に設置された自転車が市外に流出していることがわかりました。

市外への流出を防ぎ、市内の回遊性を高めるため、対象エリアを市内に限定し社会実験を継続します。これに伴い、町田市シェアサイクルアプリを「HELLO CYCLING」(ハローサイクリング)から「INTERSTREET」(インターストリート)へ変更しました。

今後は、市内32か所ある駐輪場

を更に増やすなど、シェアサイクルの利便性の向上に努めます。

料金15分70円

決済方法クレジットカード決済

【利用方法】

①スマートフォンアプリ「INTERSTREET」をダウンロード(右記二次元バーコード)。



②アプリで「借りる」を選択し、カメラで自転車の鍵部分の二次元バーコードを読み取り、開錠。

※車体番号を入力して開錠することもできます。

③返却時は、駐輪場で自転車を施錠し、アプリで「返す」を選択。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。



ご意見ありがとうございました

町田市地域防災計画

2019年度修正 第1章～3章

問防災課☎724・3218

市では、「町田市地域防災計画 2019年度修正 第1章～3章」の修正にあたり、皆さんのご意見を募集しました。いただいたご意見は、計画修正の参考にさせていただきました。

ご意見の概要と市の考え方をいくつかご紹介します。

○募集期間 1月8日(水)～2月5日(水)

○応募者数 7人 ○意見件数 10件

ご意見の概要	市の考え方
避難が長くなった場合に備えて、応急仮設住宅建設用地の確保も必要である(例:西田広場、鶴間公園)。	災害時に備え、鶴間公園を始めとする市内の公園や広場を応急仮設住宅建設用地の候補地として定めております。災害時に備え、今後も適宜、見直しを図ってまいります。
避難施設について、冷暖房、風呂、プライベートスペースの確保など諸外国を参考に充実させる。	市では2021年度までに、市立小・中学校において、児童・生徒の熱中症対策と教育環境の改善及び避難施設の機能向上を目的として、体育館空調の整備を行います。このことにより、避難施設である体育館の冷暖房が可能になり、環境改善を図ることができます。また、停電を伴う災害時に備え、非常用発電機を設置し、災害発生後72時間の電力を確保することで、体育館照明やコンセントの使用、トイレ洗浄が可能となるなど、避難施設を充実させる予定です。プライベートの確保については、(特)ボランティア・アーキテクト・ネットワークと協定を結び、避難施設に簡易間仕切りを提供いただく体制を整えました。また、その他にも東日本段ボール工業組合と協定を結び、段ボールベッドの提供を受ける体制を整えるなどさまざまな団体と協定を締結し、避難施設を充実させるよう取り組んでいるところです。今後も引き続き、避難施設の更なる機能向上を図ってまいります。

詳細は、町田市ホームページで公表するほか、次の窓口でも資料を配布します。

防災課(市庁舎3階)、市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、各連絡所、各市民センター、生涯学習センター、各市立図書館、町田市民文学館